

南三陸町 おらほのまちづくり支援事業

事業概要は下記のとおりです。なお、事業に係る詳細については、「南三陸町おらほのまちづくり支援事業補助金交付要綱」をご覧ください。

○制度概要

	公益活動支援事業	集いと賑わい創出事業	全町的な大規模事業	南三陸町総合戦略の推進に寄与する事業
対象事業	<ul style="list-style-type: none">○町民福祉の向上につながり、公益上の必要性が認められる事業○南三陸町民により、町内で行われる事業	<ul style="list-style-type: none">○まち（地域）の賑わいを促進させ、南三陸町の活性化につながる事業○広く町民参加が期待できる事業○南三陸町民により、町内で行われる事業	<ul style="list-style-type: none">○南三陸町全体の賑わいを促進させ、活性化につながる大規模な事業○広く町内外から住民の参加が期待できる事業○南三陸町民により、町内で行われる事業	<ul style="list-style-type: none">○定住や移住を促進する事業○子育てを支援する事業○地域の資源を活用した事業
除外	<ul style="list-style-type: none">○営利を目的とする事業○宗教的・政治的な事業○団体の運営、維持を目的とするもの○町などから他の補助金を受けている事業	<ul style="list-style-type: none">○宗教的・政治的な事業○団体の運営、維持を目的とするもの○町などから他の補助金を受けている事業	<ul style="list-style-type: none">○宗教的・政治的な事業○団体の運営、維持を目的とするもの○町などから他の補助金を受けている事業	<ul style="list-style-type: none">○宗教的・政治的な事業○団体の運営、維持を目的とするもの○町などから他の補助金を受けている事業
補助対象団体	<ul style="list-style-type: none">○活動拠点が南三陸町内にある団体 (法人格は不問です。)○3名以上で構成される団体 <p>（※ 営利団体であっても、組合等を通じて「非営利活動」を実施する場合は対象とします。）</p>	<ul style="list-style-type: none">○活動拠点が南三陸町内にある団体 (町内の産業関係の組合、団体、個別事業者も対象とします。)○3名以上で構成される団体 <p>（※ 個別事業者にあっては、原則3業者以上の連携によるものとします。）</p>	<ul style="list-style-type: none">○活動拠点が南三陸町内にある団体 (町内の産業関係の組合、団体、個別事業者も対象とします。)○3名以上で構成される団体 <p>（※ 個別事業者にあっては、原則3業者以上の連携によるものとします。）</p>	<ul style="list-style-type: none">○活動拠点が南三陸町内にある団体 (町内の産業関係の組合、団体、個別事業者も対象とします。)○3名以上で構成される団体 <p>（※ 個別事業者にあっては、原則3業者以上の連携によるものとします。）</p>
補助率等	<ul style="list-style-type: none">○交付期間は、原則として単年度○補助率は補助対象経費の100/100以内○補助金額は千円未満切り捨て○補助金の上限は30万円（下限はありません。）	<ul style="list-style-type: none">○交付期間は、原則として単年度○補助率は補助対象経費の75/100以内○補助金額は千円未満切り捨て○補助金の上限は50万円（下限は10万円）	<ul style="list-style-type: none">○交付期間は、原則として単年度○補助率は補助対象経費の100/100以内○補助金額は千円未満切り捨て○補助金の上限は100万円（下限はありません。）	<ul style="list-style-type: none">○交付期間は、原則として単年度○補助率は補助対象経費の100/100以内○補助金額は千円未満切り捨て○補助金の上限は100万円（下限はありません。）
審査	選考委員で構成する審査会において、公益性、創造性、自立性などを基準に審査、選考します。			
公表	採択した事業については、活動状況及び成果等を町広報紙及びホームページなどで公表します。			

○応募から事業完了までの基本フロー図

応募から事業完了までの事務手続き等の基本的な流れは次のとおりとなります。

